

○石川県警察鑑識技能検定に関する訓令

〔平成26年6月25日〕
石川県警察本部訓令第17号

改正 平成29年9月12日警察本部訓令第16号

石川県警察鑑識技能検定に関する訓令を次のように定める。

(目的)

第1条 この訓令は、鑑識技能検定に関する訓令（平成26年警察庁訓令第2号）第6条の規定に基づき、石川県警察職員の犯罪鑑識についての技能の検定（以下「技能検定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所属長の責務)

第2条 石川県警察本部各部・課・所・隊・校長・警察署長（以下「所属長」という。）は、所属職員の実質的鑑識能力の向上を期するため、平素から鑑識技能の研さんとその習熟を図り、職務に応じたいずれかの技能検定資格を、積極的に取得させるよう努めなければならない。

(技能検定に関する事務)

第3条 刑事部長は、鑑識技能検定の実施及び合格者の決定を行うものとする。

2 技能検定の実施に関する事務は刑事部鑑識課長が行い、鑑識技能検定合格者台帳（別記様式第1号）を備付け、各種ごとの技能検定の合格者数を把握しなければならない。

3 技能検定の合格決定については、所属長に対して書面で通知するものとし、総合上級検定の合格者には、合格証書（別記様式第2号）を交付するものとする。

(技能検定の受検資格)

第4条 技能検定の受検資格は次の各号による。

- (1) 初級検定は、通常の警察活動を行う場合に必要な鑑識技能に係る教養を履修している者
- (2) 科目別上級検定は、初級検定合格後おおむね1年以上の期間を経過した者
- (3) 総合上級検定は、科目別上級検定の全部に合格し、所属長において犯罪鑑識の知識、技能が卓越していると認められた者

(技能検定の実施)

第5条 技能検定の実施は次の各号による。

- (1) 初級検定及び科目別上級検定の実施は、年1回以上とする。
- (2) 刑事部長は、技能検定の種別、日時、場所及び方法を決定する。
- (3) 総合上級審査は、所属長が総合上級審査上申（別記様式第3号）により上申するものとする。

(初級検定等の合格基準)

第6条 初級検定及び上級検定の合格基準は、別表のとおりとする。

(技能検定の方法)

第7条 筆記試験は、技能検定採点基準表に定める検定項目について、論文式、択一式又は両形式併用のいずれかにより行うものとし、特定の科目に重点をおいてはならない。

2 総合上級の審査は、第5条第3号の上申に基づき、被上申者の犯罪鑑識活動の実績を勘案した上、真に実戦的な鑑識能力を身に付けているかを精査して行うものとする。

(技能検定諸器材の使用)

第8条 技能検定の実地試験に使用する諸器材は、刑事部長の定めるものを使用するものとする。

(他機関職員の技能検定)

第9条 他の司法警察機関等の職員に対する技能検定は、当該機関の長から依頼があった場合に限り、この規定を準用実施する。

(他警察機関の技能検定との関係)

第10条 本県以外の警察機関の技能検定に合格した者については、本県警察における技能検定に合格したものとみなす。

附 則

1 この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

2 石川県警察鑑識技能検定実施細目（昭和42年石川県警察本部訓令第6号）は廃止する。

附 則（平成29年9月12日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成29年9月12日から施行する。

(別表及び別記様式省略)